道路の位置の指定 (建築指導課).....

道路の供用の開始 ( 道路整備課 ) ......

П

漁管委告示

県営上り熊地区経営体育成基盤整備事業変更計画書の縦覧 ( 農村整備課 ) .....

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (県民生活課)...

萩都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧 ( 都市計画課 ) .........

道路の区域の変更 (道路整備課) ......

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知の内容の要旨及び掲示場所(

目

平成 25 年 3月5日 (火曜日)

奥一四八一の九六山口市阿東徳佐上字市場

養水源の 涵が

限度の伐採の

の佐山 山口市 三五三 三五三

坂 本

六太

二七"

渡邊

武人

|四八|の|0||

一四八一の一〇三

一四八一の一〇五

一四八一の一〇四

場所定に係る保安林の所在指定施業要件の変更予

的さし保 れて安 た指林 目定と

定施業要件変更に係る指

住 所 氏名又は名称 称林所有者又は登記した権

通知の内容の要旨

# 漁業法第六十七条第一項及び第百三十条第四項の規定による指示

Ξ

通知の内容を掲示した場所

五八九の三一

の相続人

五八九の二九

五八九の一八

山口市役所

Ξ

佐下四〇三七 阿東徳

中島

靖

一四八一の一〇七

一四八一の一〇六

Щ

### 山口県告示第七十五号

め、同法第百八十九条の規定によりその通知の内容を掲示した。 三十条の二第一項の規定による通知の相手方が知れず、又はその所在が不分明であるた 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

その要旨及び掲示場所は、

次のとおりである。

平成二十五年三月五日

山口県知事 Щ 本 繁太郎

## 山口県告示第七十六号

路の区域を変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 次のとおり道

いて一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成二十五年三月五日から一月間山口県土木建築部道路整備課にお

平成二十五年三月五日

山口県知事 Щ 本

で同か長

路 道路の区域 道路の種類 線 名 県道 下関長門線

26 門市俵山字田中二四二三の二地先	区間
旧	旧新別
最最広狭	、 敷 メ地
- 五七 七〇	ートル)
五三回・〇	(メートル) 長
	備
	ら門市俵山字田中二四二三の二地先 旧 最狭 七・〇

道路の種類 県道

路線 道路の区域 名 久津小田線

の一地先まで同市油谷向津具上字北前田三七三〇	か門 ら市	区間
新	旧	旧新別
最広 五六・三	最広 二四・五	(メートル)敷地の幅員
二五九・八	二九四・〇	(メートル) 延 長
完了による。 道路改良工事の		備考
		l

#### 山口県告示第七十七号

Щ

路の供用を開始する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道

いて一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成二十五年三月五日から一月間山口県土木建築部道路整備課にお

平成二十五年三月五日

山口県知事 Щ 本 繁太郎

下関長門線道	路線名
同市俵山字水落	供
落田二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	用
中二四二三	開
一の二、先生	始
またでら	Ø
	X
	間
六日平成二十五年三月	供用開始の期日

津小田線道	路線名
同市油谷向津具上字北前田三七三〇の一地先まで長門市油谷川尻字小白浜一三の一地先から	供用開始の区間
六日平成二十五年三月	供用開始の期日

久県

#### 山口県告示第七十八号

の位置を次のとおり指定した。 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路

その関係図面は、宇部土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十五年三月五日

山口県知事

Щ 本

繁太郎

の二及び石〇石の一地先、字下三四ノ(一〇・三~)(一七一・三)一、八五一・九七一二、五〇七の二、五一〇の二、五一一(一〇・三~)五の一、五〇五の二の一部、五〇六の(一)の一、五〇五の一の一部、五〇六の(
---

(六一)特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

とおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定により、次の

び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

変更後の定款は、平成二十五年四月十五日までの間、

山口県環境生活部県民生活課及

平成二十五年三月五日

山口県知事 Щ 本 繁太郎

号

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 平成二十五年二月十五日 申請のあった年月日

の 氏 名 称

特定非営利活動法人ACTSAIKYO

金丸 眞明

主たる事務所の所在地 周南市平和通一丁目一〇番二号

(六二) 県営上り熊地区経営体育成基盤整備事業変更計画書の縦覧

県営上り熊地区経営体育成基盤整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項におい て準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、

平成二十五年三月五日

山口県知事 Щ 本 繁太郎

縦覧に供する書類

縦覧の期間

県営上り熊地区経営体育成基盤整備事業変更計画書の写し

Ξ 縦覧の場所

平成二十五年三月六日から同月二十五日まで

П

山口県農林水産部農村整備課

Щ

(六三) 萩都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧

規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法 第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。 同法第二十条第一項の規定による萩都市計画下水道の変更に係る同法第十四条第一項に 萩市から都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項において準用する

平成二十五年三月五日

山口県知事 Щ 本 繁太郎

都市計画の種類及び名称

萩都市計画下水道萩市公共下水道

都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課



## 山口県内水面漁場管理委員会告示第一号

の規定により、 漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号) 第六十七条第一項及び第百三十条第四項 次のとおり指示する。

平成二十五年三月五日

山口県内水面漁場管理委員会

酒

井

治 己

放流し、又は遺棄してはならない。 い(まごい及びにしきごいをいう。)を当該水域の外に持ち出し、 コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次に掲げる水域においては、こ かつ、 他の水域に

成す水面 下松市の区域内の水域のうち、平田川水系に係る河川及びこれと連接して一体を

を成す水面 防府市大字西浦字沖本土手附二七九八の一地先の遊水池及びこれと連接して一体

上流の区間を除く。)及びこれと連接して一体を成す水面 佐波川水系に係る河川 (佐波川ダム堰堤から上流の区間及び島地川ダム堰堤から

防府市大字佐野字開作一七八五の一地先の遊水池及びこれと連接して一体を成す

(四)

河内川水系に係る河川及びこれと連接して一体を成す水面

(七) (六) (五) 南若川水系に係る河川及びこれと連接して一体を成す水面

流の区間を除く。)及びこれと連接して一体を成す水面 椹野川水系に係る河川 (一の坂ダム堰堤から上流の区間及び荒谷ダム堰堤から上

井関川水系に係る河川及びこれと連接して一体を成す水面

ら上流の区間を除く。) 及びこれと連接して一体を成す水面 厚東川水系に係る河川 (厚東川ダム堰堤から上流の区間及び宇部丸山ダム堰堤か

粟野川水系に係る河川及びこれと連接して一体を成す水面

阿武川水系に係る河川及びこれと連接して一体を成す水面

指示の有効期間